限定承認公告

本籍東京都西東京市富士町五丁目六八一番地、最後の住所東京都西東京市田無町五丁目五番一九号　健光園

被相続人　亡　長岡　征吉

右被相続人は平成二十九年一月二日死亡し、その相続人は平成二十九年五月十六日東京家庭裁判所立川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

埼玉県川越市菅原町三―六

限定承認者長岡裕之

代理人弁護士　新井　賢治

限定承認公告

本籍鹿児島県鹿児島市上荒田町二三番地八、最後の住所鹿児島県鹿児島市上荒田町二三番地八―六〇五号　被相続人　亡　山村瑠璃子

右被相続人は平成二十八年十月一日死亡し、その相続人は平成二十九年五月十七日鹿児島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

東京都町田市つくし野一丁目一九番地二一

相続財産管理人　平尾　英樹

限定承認公告

本籍兵庫県芦屋市西蔵町八番、最後の住所兵庫県芦屋市西蔵町八番三―五〇三号

被相続人　亡　齋木　義信

右被相続人は平成二十九年二月二日死亡し、その相続人は平成二十九年五月十五日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

東京都台東区花川戸二丁目一六番八号

あおいハイツ四〇二

限定承認者　齋木　洋史

限定承認公告

本籍東京都北区西ケ原二丁目二七番、最後の住所東京都北区滝野川三丁目二八番九号

被相続人　亡　扇　実

右被相続人は平成二十九年三月二十六日死亡し、その相続人は平成二十九年五月十七日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

東京都北区滝野川三丁目二八番九号

相続財産管理人　扇　まどか

限定承認公告

本籍神奈川県川崎市幸区東小倉六一八番地一、最後の住所東京都品川区八潮五丁目三番八―一一〇八号　被相続人　亡　廣瀬　鬼治

右被相続人は平成二十八年十一月五日死亡し、その相続人は平成二十九年五月十六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

東京都品川区八潮五丁目五番二二―七〇三号

相続財産管理人　廣瀬きぬ子

限定承認公告

本籍東京都東村山市秋津町三丁目二一番地六、最後の住所神奈川県川崎市中原区下小田中一丁目二二番一一―一〇一号

被相続人　亡　酒井　輝行

右被相続人は平成二十八年九月二十四日死亡し、その相続人は平成二十九年五月十六日横浜家庭裁判所川崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年五月二十六日

神奈川県川崎市幸区幸町一丁目七七三番地

一ディアクレスト幸町三〇一

相続財産管理人　横山　りえ

任意清算公告

当社は、平成二十九年四月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年五月二十六日

川崎市高津区子母口三九三番地五

合資会社湯浅

代表社員　湯浅　泰征

吸収分割公告及び合併公告

左記会社のうち甲及び丙は、甲は丙のバランサマシン事業に関する権利義務を承継し、丙はそれを承継させることにいたしました（本件分割）。

また、左記会社のうち乙及び丙は、本件分割の効力発生を停止条件として、本件分割の効力発生の直後に合併して、乙は丙の権利義務全部を承継して存続し、丙は解散することにいたしました（本件合併）。

本件分割及び本件合併の効力発生日はいずれも平成二十九年七月一日であり、甲の株主総会の承認決議は平成二十九年六月二十九日、乙及び丙の株主総会の承認決議は平成二十九年六月三十日に予定しております。

この本件分割及び本件合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月三十日

掲載頁　二八四頁（号外第一四六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年六月三十日

掲載頁　一九四頁（号外第一四六号）

（丙）http://www.shimadzu.co.jp/sho/company/20160331_shonan_bs.pdf

平成二十九年五月二十六日

滋賀県大津市月輪一丁目八番一号

（甲）島津エミット株式会社

代表取締役　西村　節志

京都市中京区西ノ京桑原町一番地

（乙）島津エイテック株式会社

代表取締役　向山　達也

京都市中京区西ノ京桑原町一番地

（丙）湘南島津株式会社

代表取締役　福間　俊明

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四千六百万円減少し、十一億三千八百万円とすることにいたしました。

効力発生日は平成二十九年六月二十日です。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

http://www.tokyospc.co.jp/koukoku/tsmx44g22/

平成二十九年五月二十六日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＴＳＭＸ４４

取締役　野坂　照光

訂正公告

平成二十九年五月十九日（号外第一〇五号）掲載の第十八期決算公告（枠組）中、「代表取締役　宮本　正明」とあるは「代表取締役　阿曽　雅道」、「（うち当期純損失）」とあるは「（うち当期純利益）」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

平成二十九年五月二十六日

茨城県つくば市西大橋五九九番地一

株式会社ワンダーネット

代表取締役　阿曽　雅道

訂正公告

平成二十九年四月六日（号外第七十四号）掲載の計量法第一四三条第一項の規定に基づく登録の公告中、計量器の校正等を行う事業所の名称「株式会社島津製作所　分析計測事業部　分析計測工場　試験機製造部　一軸試験機・伸び計・硬さ校正担当グループ」とあるは「株式会社島津製作所　分析計測事業部　分析計測工場　試験機製造部　一軸試験機・伸び計・硬さ試験機校正担当グループ」の誤りにつき訂正します。

平成二十九年五月二十六日

東京都渋谷区西原二丁目四九番一〇号

独立行政法人製品評価技術基盤機構

取消公告

平成二十九年五月十五日掲載の合併公告を取消します。

平成二十九年五月二十六日

東京都港区虎ノ門二丁目五番五号

（甲）セブンシーズホールディングス株式会社

代表取締役　藤堂　裕隆

東京都港区虎ノ門二丁目五番五号

（乙）セブンシーズ・アセット・マネジメント株式会社

代表取締役　藤堂　裕隆

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　五月二十六日付第一一〇号

一六〇ページ●同日付政府調達第九八号八〇ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）